

令和2年度以降の登録手話通訳者について

1 登録

- ・川越市障害者福祉課に登録。手話通訳者証を交付予定

- ① 平成31年度に登録している方：試験なし
- ② 新規の方：川越市登録手話通訳者認定試験合格者

2 活動に対する支払い

- ・現状とほぼ同程度になるように設定。1日の上限8,000円を撤廃し、活動時間に応じた支払いに
- ・「手数料」にて支払い
- ・キャンセル料を新設
- ・夜間・早朝や緊急の加算を新設

3 交通費

- ・派遣：通訳者自宅最寄駅～用務地の公共交通機関実費
- ・「手数料」にて支払い
- ・県外加算あり。県内市外加算なし（検討中）
- ・派遣以外（会議、研修、健診、予防接種時）の交通費について、支払いの可否を確認中

4 健康管理

- (1) 頸肩腕健診
- (2) インフルエンザ予防接種補助

5 保険

- 市・障害者福祉課で加入
- ・傷害補償
- ・賠償責任の補償

6 その他